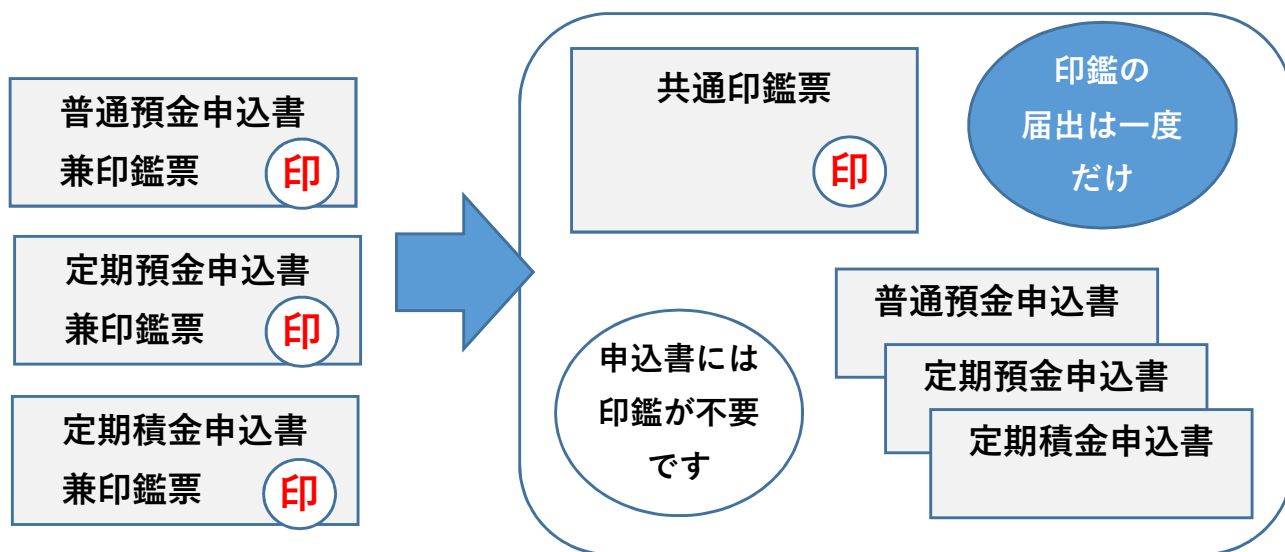


預金のお届け印を 共通印鑑方式に移行します

水島信用金庫では、令和3年8月2日（月）から、預金をご利用いただいている皆様の利便性と効率性を図るため、預金取引を一つの印鑑で管理する「共通印鑑」方式に変更いたします。

お申し出により、今までどおり、お預入れの預金ごとにお届け印の提出をしていただく「個別印鑑」方式によるお取り扱いもできますが、原則としてすべて「共通印鑑」方式でのお取り扱いになります。

共通印鑑のお取り扱い



共通印鑑にしていただくとこんなに便利です

- 預金のお申込み時の印鑑が不要になります。
（預金を口座から振り替える場合は必要です）
- 払い戻しをされる場合にも、お取引の印鑑が一つですので分かりやすくなります。

※当座預金にはご利用いただけません、
詳しくは、最寄りの支店までお問い合わせください。